

人事・労務情報

2009年 1月号

田中事務所 社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
TEL 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

①不況下の緊急助成金 ②労働基準法改正 について



あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。世間では景気に関して後ろ向きな話題ばかりですが、気持ちは前向きに、日々過ごしていきたいものです。さて、今月は昨年末に新設された助成金と、ついに可決された労働基準法の改正についてお知らせします。

1. 「中小企業緊急雇用安定助成金」が新設されました。

急激な景気冷え込みに伴う労働者の解雇を避けるために、従来からの「雇用調整助成金」とは別に昨年12月に新設されました。

「雇用調整助成金」と比べ、もらえる条件は緩和され、金額は増額されています。

事業活動の縮小により、従業員に休業や教育訓練を行った会社に、最大で休業手当又は賃金の80%が支給されます。なお、もらうにはいくつかの条件がありますので、下記をご確認ください。
<http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2008/20081204-jyoseikin/pdf/01-chyusyou.pdf>

逆に新規雇用をご検討の際は、「試行雇用奨励金」が拡充されています。併せてご確認ください。

<http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2008/20081204-jyoseikin/pdf/04-cyukounen.pdf>

2. ついに労働基準法の改正が成立… 時間外労働手当の割増率がアップ。

最も大きな改正点⇒「月60時間超の時間外労働の賃金割増率が50%にアップ(現行25%)」
変更時期⇒平成22年4月1日

企業にとっては負担増となる大きな変更ですが、中小企業(※)には当面の間適用されません。

また、「当面の間」とは「平成25年4月に改めてどうするか検討」ということです。

なお、60時間超の残業は健康管理の面からも問題であり、「企業の安全配慮義務」を意識してください。時間外労働は、割増率アップとは関係なく、常に削減を図っていききたいものです。

他の改正点⇒有給休暇の時間単位での取得(1年に5日まで)も可能となります。

適用を猶予される中小企業

①資本金の額又は出資の総額が
小売業 5,000万円以下
サービス業 5,000万円以下
卸売業 1億円以下
上記以外 3億円以下

または

②常時使用する労働者が、
小売業 50人以下
サービス業 100人以下
卸売業 100人以下
上記以外 300人以下

以上